

社会福祉法人 慈愛会

法人本部 福岡県三井郡大刀洗町山隅374-1

富の里 〒819-1133 福岡県糸島市富508-4

TEL 092-324-1200

ホームページ <http://www.jiaikai-fuk.or.jp//>

【富の里事業内容(利用料金)】

1. 特別養護老人ホーム
2. 短期入所サービスセンター
3. グループホーム
4. デイサービスセンター
5. ヘルパーステーション
6. 生活支援ハウス(糸島市委託事業)
7. 生活支援サービス(自費契約型ホームヘルパー)

● 地域区分

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費 割合	70%	11.4	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10
	55%	11.1	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10
	45%	10.9	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10

5級地 福岡市、春日市

6級地 大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、那珂川市、粕屋町

7級地 北九州市、飯塚市、筑紫野市、古賀市

【対象施設等】

介護老人福祉施設		10.27
在宅	通所介護、認知症対応型共同生活介護	10.27
	短期入所生活介護	10.33
	訪問介護、居宅介護支援、介護予防支援	10.42

● 食材料費の変更【R6/4以降】

【補足給付対象者】富の里の食費区分	基準費用額(日額)	朝食	昼食	夕食
	1,445円	300円	580円	565円
【上記以外の利用者】富の里の食費区分 変更前【R6/3まで】	合計額(日額)	朝食	昼食	夕食
	1,800円	400円	700円	700円
【上記以外の利用者】富の里の食費区分 変更後【R6/4以降】	合計額(日額)	朝食	昼食	夕食
	1,900円	430円	740円	730円

● 基準費用額の変更【R6/8以降 居住費60円/日引上げ】

		基準費用額(日額)	負担限度額(日額)				
			第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②	
食費(特養)		1,445円	300円	390円	650円	1,360円	
食費(短期入所)		1,445円	300円	600円	1,000円	1,300円	
居住費	多床室	特養等	915円	円	430円	430円	430円
		老健、療養、医療院等	437円	円	430円	430円	430円
	従来型個室	特養等	1,231円	380円	480円	880円	880円
		老健、療養、医療院等	1,728円	550円	550円	1,370円	1,370円
	ユニット型個室的多床室		1,728円	550円	550円	1,370円	1,370円
	ユニット型個室		2,066円	880円	880円	1,370円	1,370円

糸島市 第9期介護保険料(令和6年～令和8年)

課税状況	所得段階	対象者	基準額 に対する 割合	第8期 保険料	
				年額 (月額)	
非課税世帯	第1段階	老齢福祉年金受給かつ市民税世帯非課税者、生活保護受給者、市民税世帯非課税者で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	0.285	19,150円 (1,595円)	
	第2段階	市民税世帯非課税者で課税年金収入額＋合計所得金額が80万超120万円以下	0.485	32,590円 (2,715円)	
	第3段階	市民税世帯非課税者で上記以外の者	0.685	46,030円 (3,835円)	
課税世帯	本人非課税	第4段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下	0.90	60,480円 (5,040円)
		第5段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で上記以外の者	1.00	67,200円 (5,600円)
	本人課税	第6段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が125万円未満の者	1.16	77,950円 (6,495円)
		第7段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が125万円以上210万円未満	1.33	89,370円 (7,447円)
		第8段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.65	110,880円 (9,240円)
		第9段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.95	131,040円 (10,920円)
		第10段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が420万円以上520万円未満	2.00	134,400円 (11,200円)
		第11段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.05	137,760円 (11,480円)
		第12段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.25	151,200円 (12,600円)
		第13段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が720万円以上820万円未満	2.30	154,560円 (12,880円)
		第14段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が820万円以上	2.40	161,280円 (13,440円)

特別養護老人ホーム利用料金

1 令和6年4月以降の利用料金(介護保険料第3段階②の場合)

介護職員処遇改善加算率8.3%、特定処遇改善加算2.7%及びベースアップ等支援加算1.6%

地域区分6級地10.27円

要介護	基本単価	①	②	③	④	⑤
		加算合計	料金(日)	居住費(月)	食費(月)	料金(月)
要介護1	589	103	692	11,100	40,800	¥76,021
要介護2	659		762			¥78,434
要介護3	732		835			¥80,981
要介護4	802		905			¥83,398
要介護5	871		974			¥86,255

① 36(日常生活継続支援加算)+6(看護体制加算Ⅰイ)+13(看護体制加算Ⅱイ)+22(夜勤職員配置加算)+11(栄養マネジメント強化加算)+12(個別機能訓練加算Ⅰ)+3(認知症専門ケア加算Ⅰ)=103

※ 月額算定加算:20(個別個別機能訓練加算Ⅱ)+50(科学的介護推進体制加算Ⅱ)+10(生産性向上推進体制加算Ⅱ)+5(高齢者施設等感染症対策向上加算Ⅱ)=85

② 居住費・食費、介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算及び(※)月額算定加算を除いた1日の料料金

③ 1日370円×利用日数。30日利用=11,100円。31日利用=11,470円。

④ 1日1360円×利用日数。30日利用=40,800円。31日利用=42,160円。

⑤ 30日利用で計算(介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算含む)
=(②×30)+③+④

※補足給付対象の利用者(介護保険料第3段階まで)は、以下が適用されます。

介護保険料負担段階	居住費			食費			合計
	基準費用額	負担限度額	補足給付	基準費用額	負担限度額	補足給付	利用者負担
第1段階	855	0	855	1,445	300	1,145	¥300
第2段階	855	370	485	1,445	390	1,055	¥760
第3段階①	855	370	485	1,445	650	795	¥1,020
第3段階②	855	370	485	1,445	1,360	85	¥1,730
第4段階以上	855	-	-	1,800	-	-	¥2,655

短期入所サービスセンター利用料金

1 令和6年4月以降の利用料金(多床室)(介護保険料第3段階②の場合)

介護職員処遇改善加算率8.3%、特定処遇改善加算2.7%及びベースアップ等支援加算1.6%

地域区分6級地10.33円

要介護	基本単価	①	②	③	④	⑤	⑥
		加算合計	料金(日)	滞在費(日)	食費(日)	料金(日)	料金(7日)
要支援1	451	22	473	370	1,300	¥2,232	¥15,624
要支援2	561		583			¥2,359	¥16,513
要介護1	603	35	638			¥2,423	¥16,961
要介護2	672		707			¥2,504	¥17,528
要介護3	745		780			¥2,590	¥18,130
要介護4	815		850			¥2,670	¥18,690
要介護5	884		919			¥2,751	¥19,257

① 要支援=22(サービス提供体制強化加算Ⅰ)

要介護=22(サービス提供体制強化加算Ⅰ)+13(夜勤職員配置加算)=35

※ 月額算定加算:10(生産性向上推進体制加算Ⅱ)

② 滞在費、食費及び介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算を除いた1日の料料金

③ 1日370円×利用日数。

④ 1日1300円×利用日数。

⑤ 1日利用で計算(介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算含む)
=(②×1)+③+④

⑥ 7日利用で計算(介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算含む)
=⑤×7

※補足給付対象の利用者(介護保険料第3段階まで)は、以下が適用されます。

介護保険料 負担段階	居住費			食費			合計
	基準費用額	負担限度額	補足給付	基準費用額	負担限度額	補足給付	利用者負担
第1段階	855	0	855	1,445	300	1,145	¥300
第2段階	855	370	485	1,445	600	845	¥970
第3段階①	855	370	485	1,445	1,000	445	¥1,370
第3段階②	855	370	485	1,445	1,300	145	¥1,670
第4段階以上	855	-	-	1,800	-	-	¥2,655

2 令和6年4月以降の利用料金(従来型個室)(介護保険料第3段階②の場合)

介護職員処遇改善加算率8.3%、特定処遇改善加算2.7%及びベースアップ等支援加算1.6%

地域区分6級地10.33円

要介護	基本単価	①	②	③	④	⑤	⑥
		加算合計	料金(日)	滞在費(日)	食費(日)	料金(日)	料金(7日)
要支援1	451	22	473	820	1,300	¥2,682	¥18,774
要支援2	561		583			¥2,809	¥19,663
要介護1	603	35	638			¥2,873	¥20,111
要介護2	672		707			¥2,954	¥20,678
要介護3	745		780			¥3,040	¥21,280
要介護4	815		850			¥3,120	¥21,840
要介護5	884		919			¥3,201	¥22,407

① 要支援=22(サービス提供体制強化加算Ⅰ)

要介護=22(サービス提供体制強化加算Ⅰ)+13(夜勤職員配置加算)=35

※ 月額算定加算:10(生産性向上推進体制加算Ⅱ)

② 滞在費、食費及び介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算を除いた1日の料料金

③ 1日820円×利用日数。

④ 1日1300円×利用日数。

⑤ 1日利用で計算(介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算含む)
=(②×1)+③+④

⑥ 7日利用で計算(介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算含む)
=⑤×7

※補足給付対象の利用者(介護保険料第3段階まで)は、以下が適用されます。

介護保険料 負担段階	滞在費			食費			合計
	基準費用額	負担限度額	補足給付	基準費用額	負担限度額	補足給付	利用者負担
第1段階	1,171	320	851	1,445	300	1,145	¥620
第2段階	1,171	420	751	1,445	600	845	¥1,020
第3段階①	1,171	820	351	1,445	1,000	445	¥1,820
第3段階②	1,171	820	351	1,445	1,300	145	¥2,120
第4段階以上	1,171	-	-	1,800	-	-	¥2,971

グループホーム利用料金

1 令和6年4月以降の利用料金

介護職員処遇改善加算率11.1%、特定処遇改善加算3.1%及びベースアップ等支援加算2.3%

地域区分6級地10.27円

要介護	基本単価	①	②	③	④	⑤	⑥
		加算合計	料金(日)	居住費(月)	食費(月)	その他(月)	料金(月)
要支援2	749	22	761	40,500	57,000	9,000	¥134,341
要介護1	753	82	835				¥136,531
要介護2	788		870				¥137,788
要介護3	812		894				¥138,650
要介護4	828		910				¥139,224
要介護5	845		927				¥139,834

要支援=22(サービス提供体制強化加算Ⅰ)

- ① 要介護=22(サービス提供体制強化加算Ⅰ)+57(医療連携体制加算Ⅰイ)+3(認知症専門ケア加算Ⅰ)=82
- ※ 月額算定加算:40(科学的介護推進体制加算)+10(生産性向上推進加算Ⅱ)=50
- ② 居住費・食費、介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算及び(※)月額算定加算を除いた1日の料料金
- ③ 月定額。月途中の入退所の場合は、1日1350円で日割り計算を行う。
- ④ 1日1900円×利用日数。30日利用=57000円。31日利用=58900円。
- ⑤ 光熱水費9000円(月定額)。300円/日。
- ⑥ 30日利用で計算(介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算含む)
=(②×30)+③+④+⑤

2 法人減免対象利用者の利用料金

※法人減免対象者は、介護保険料第3段階の利用者で糸島市が発行した書類で確認。

要介護	基本単価	①	②	③	④	⑤	⑥
		加算合計	料金(日)	居住費(月)	食費(月)	その他(月)	料金(月)
要支援2	749	22	761	40,500	49,350	9,000	¥126,691
要介護1	753	82	835				¥128,881
要介護2	788		870				¥130,138
要介護3	812		894				¥131,000
要介護4	828		910				¥131,574
要介護5	845		927				¥132,184

- ④ 1日1645円×利用日数。30日利用=49350円。31日利用=50995円。

デイサービスセンター利用料金

1 令和6年4月以降の利用料金(サービス提供時間7～8時間)

介護職員処遇改善加算率5.9%、特定処遇改善加算1.2%及びベースアップ等支援加算1.1%

地域区分6級地10.27円

要介護	基本単価	①	②	③	④
		加算合計	料金(月)	料金(回)	昼食(回)
要支援1	1,798	128	¥2,797		¥700
要支援2	3,621	216	¥4,920		
要介護1	658	278		¥1,563	
要介護2	777			¥1,696	
要介護3	900			¥1,831	
要介護4	1,023			¥1,969	
要介護5	1,148			¥2,107	

要支援1=88(サービス提供体制強化加算Ⅰ)

要支援2=176(サービス提供体制強化加算Ⅰ)

① 要介護=22(サービス提供体制強化加算Ⅰ)+40(入浴介助加算Ⅰ)+56(個別機能訓練加算Ⅰイ)=118

※1 (要支援) ※40(科学的介護推進体制加算)=40

※2 (要介護) ※100(生活機能向上連携加算Ⅱ2)+40(科学的介護推進体制加算)+20(個別機能訓練加算Ⅱ)=160

② 月間利用料金(昼食代を除き、介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算を含む)。

③ 1回の利用料金(昼食代を除き、介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算を含む)。

④ 利用回数×700円。

ヘルパーステーション利用料金

1 令和6年4月以降の利用料金

①身体介護が中心である場合

20分未満	¥163
20分以上30分未満	¥244
30分以上1時間未満	¥387
1時間以上の場合(30分増すごとに+83)	¥566

②生活援助が中心である場合

20分以上45分未満	¥179
45分以上	¥220
通院乗降介助	¥97

③身体介護に引き続き生活援助を行う場合

20分以上	¥65
45分以上	¥130
70分以上	¥195

④総合事業・訪問型サービス費(独自)

介護予防訪問介護費11	¥1,176
介護予防訪問介護費12	¥2,349
介護予防訪問介護費13	¥3,727

生活支援ハウス利用料金

1 糸島市生活支援ハウス運営事業実施規定

(1) 利用対象者

- ① 単身世帯又は夫婦のみの世帯に属する者で、高齢等のため独立して生活することが困難な者
- ② 同居の家族による援助を受けることが著しく困難である者
- ③ その他市長が必要と認めた者

(2) 利用者負担(利用料)

対象収入による階層区分	利用者負担月額
1,200,000円以下	0円
1,200,001円～1,300,000円	4,000円
1,300,001円～1,400,000円	7,000円
1,400,001円～1,500,000円	10,000円
1,500,001円～1,600,000円	13,000円
1,600,001円～1,700,000円	16,000円
1,700,001円～1,800,000円	19,000円
1,800,001円～1,900,000円	22,000円
1,900,001円～2,000,000円	25,000円
2,000,001円～2,100,000円	30,000円
2,100,001円～2,200,000円	35,000円
2,200,001円～2,300,000円	40,000円
2,300,001円～2,400,000円	45,000円
2,400,000円以上	50,000円

2 その他利用料

(1) 食費

- 朝食200円 昼食300円 夕食300円

(2) 共有費

- 月9000円(ただし、1月に満たない場合は、日数×300円)

(3) クリーニング費(寝具)

- 月1500円

(4) 光熱費

- 各部屋メーターで計算【15.5円(120kwhまで)×電力量+基本料金850.5円】

※ 120kwh超過300kwhまで 19.74円

※ 300kwh超過分 21.12円

生活支援サービス(自費契約型ホームヘルパー)

1 利用料金

①身体介護

30分未満	¥1,000
30分以上1時間未満	¥2,000
1時間以上の場合(30分増すごとに)	¥1,000

②生活援助

30分未満	¥800
30分以上1時間未満	¥1,600
1時間以上の場合(30分増すごとに)	¥800

2 利用料金(法人独自減額対象者)

①身体介護

30分未満	¥500
30分以上1時間未満	¥1,000
1時間以上の場合(30分増すごとに)	¥500

②生活援助

30分未満	¥400
30分以上1時間未満	¥800
1時間以上の場合(30分増すごとに)	¥400

※法人独自減額対象者は、以下の方が対象となります。

- 介護保険料負担段階が第1段階～第3段階の利用者。
- なお、対象利用者は、糸島市等の保険者が発行した書類を提示する必要があります。